

## 令和2年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイ特法）第26条の規定に基づき、県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するための調査を実施した。

### 1 調査結果

県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌について調査を実施した。

その結果、公共用水域（水質）で1か所（山田川）において環境基準を超過したが、それ以外の全ての地点で環境基準を達成した。

山田川の水質は平成29年度及び令和元年度の調査でも基準を超過し、流域にダイ特法に基づく特定施設や小型焼却炉が無いこと、同族体構成比が類似していることから、農薬由来のダイオキシン類と推定した。今回も、流域の状況に変化が無いことや同族体構成比が類似していることから農薬由来のダイオキシンと推定している。

表1 調査結果の概要

区分(単位)		地点数	調査結果	環境基準	超過地点(濃度)	参考R1	
大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		10	0.012 ~ 0.049	0.6	なし	なし	
公共用水域	水質 (pg-TEQ/L)	河川	33	0.027 ~ 1.2	1	山田川 (1.2)	山田川 (1.2)
		湖沼	3	0.23 ~ 0.28			
		海域	2	0.022 ~ 0.75			
	底質 (pg-TEQ/g)	河川	33	0.22 ~ 25	150	なし	なし
		湖沼	3	14 ~ 22			
		海域	2	0.16 ~ 3.7			
地下水 (pg-TEQ/L)		22	0.015 ~ 0.065	1	なし	なし	
土壌 (pg-TEQ/g)		22	0.034 ~ 57	1,000	なし	なし	

### 2 今後の対応

引き続き、河川等環境中のダイオキシン類による汚染の状況を把握するとともに、事業場に対して規制基準の遵守や施設管理の指導を実施する。